広島県警察本部公告第 282 号

公　　告

次のとおり一般競争入札を行うので、広島県契約規則（昭和 39 年広島県規則第 32 号。以下同じ。）第 16 条の規定により公告する。

入札者は１から５の個別事項ほか別記「一般競争入札（事後審査型）公告共通事項」（以下「共通事項」という。）に従う必要がある。

なお、本件は、広島県の電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して入札を行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、広島県電子入札実施要領（以下「電子要領」という。）に従って行わなければならない（電子要領が特に定める例外の場合を除く。）。

令和８年 11 月 11 日

広島県警察本部長　森本　敦司

１　発注内容等

(1) 工事名	府中市上下町ほか道路標示工事
(2) 工事場所	府中市上下町水永 271 番地１先から同市阿字町３番地２先ほか５か所
(3) 工事概要	道路標示の新規・補修・削除等工事
(4) 工期（予定）	工事着手日から令和９年２月 26 日まで（約３か月）
(5) 予定価格	18,068,000 円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
(6) 落札者の決定方法	低入札価格調査制度対象（建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱第４条第２項第２号適用案件（全国標準モデル非適用））
(7) 入札保証金	免除（広島県契約規則第 14 条）
(8) 契約保証金	納付（共通事項 21）
(9) 契約後ＶＥ	対象（共通事項 18）
(10) 資格要件確認書類	総合評価落札方式適用の場合は、総合評価に係る技術資料とともに提出すること（公告３(5)・(8)及び共通事項７）。それ以外の場合は、開札後に提出を求める（公告３(8)及び共通事項７）。
(11) 契約担当職員	広島県警察本部長　森本　敦司
(12) 電子契約	対象（別記「電子契約に関する事項」による。）
(13) その他	労務費ダンピング調査対象工事（共通事項２(5)） 機密情報取扱特記事項及び情報セキュリティに関する特記事項の適用あり（別記「機密情報の取扱いに関する事項」による。）

２　入札参加資格

共通事項４(2)に掲げる要件のほか、次の要件をすべて満たしていること。

技術要件以外の要件			
(1) 令和７・８年度広島県建設工事等入札参加資格	ア 認定が必要な業種		塗装工事
		イ 格付等級	Ａ又はＢ
		ウ 平均工事成績点	――
		エ 災害復旧工事等	――
(2) 営業所（建設業法第３条第１項）の所在地			格付等級Ａ：特に指定しない 格付等級Ｂ：県内に主たる営業所を有する。

(3) 年間平均完成工事高	２(1)アに定める業種について１(5)に掲げる予定価格の１/２以上
(4) 特定建設業許可の要否	建設業法施行令第２条に定める金額以上を下請契約する場合は、特定建設業許可を必要とする。
(5) 設計業務等の受託者（右欄の者）でないこと又は当該受託者と資本面及び人事面において関係を有さないこと。	――

技　術　要　件

(6) 元請施工実績

ア 種類（及び規模）	道路交通法第２条第１項第 16 号に規定する道路標示に係る工事。
イ 完成検査	平成 23 年４月１日から令和８年 11 月 10 日までの間に完成検査を受けていること。
ウ その他	公共工事等に限る。

(7) 配置予定技術者

ア 専任配置の要否	請負代金額が建設業法施行令第 27 条第１項に定める金額以上となる場合は、専任配置を必要とする。
イ 資格等	建設業法施行令第２条に定める金額以上を下請契約する場合は、(1)アの業種について建設業法第 15 条第２号イに該当する者（１級土木施工管理技士等）で監理技術者の資格を有する者、それ以外の場合は、建設業法第７条第２号イ、ロ又はハに該当する者であること。
ウ 経験	(6)ア、イ、ウを満たす工事において、元請業者の監理技術者又は主任技術者等（現場代理人又は準じる技術者（監理技術者補佐のほか、監理技術者又は主任技術者に準じて下請業者を指導する立場であったと認められる者）を含む。）としての経験を有すること。
エ 建設業法第 26 条第３項第２号の適用	認める。ただし、共通事項６(1)ア～イに記載の要件をすべて満たすこと。

（注）
1　(1)イ、ウについては、(1)アの業種がプレストレストコンクリート工事、鋼橋上部工事である場合は、それぞれ土木一式工事、鋼構造物工事についてのものとする。
2　(2)及び(4)については、(1)アの業種がプレストレストコンクリート工事、法面処理工事、鋼橋上部工事である場合は、それぞれ土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事についてのものとする。
3　(3)は(1)の資格の審査を申請した際に添付した経営事項審査の総合評定値通知書又は審査基準日がこれより後である経営事項審査の総合評定値通知書等による。
4　(5)の資本面及び人事面における関係とは次の場合をいう。
・当該受託者の発行済み株式総数の過半数を有する。
・代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている。
5　(7)イについては、(1)アの業種がプレストレストコンクリート工事、法面処理工事、鋼橋上部工事である場合は、それぞれ土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事についてのものとする。
6　(6)及び(7)が特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体の構成員としての実績等である場合は、出資比率 20%以上のものに限る。

3　入札日程等

手続等	期間・期日	場所・方法等
(1)設計図書の閲覧	令和８年 11 月 11 日から 令和８年 11 月 25 日までの毎日（休日を除く。） 午前９時から午後４時 30 分まで	広島県警察本部交通部交通規制課 （広島市中区基町９－42）

(2)設計図書の販売	――	――
(3)設計図書に係る質問	令和８年 11 月 11 日から 令和８年 11 月 19 日までの毎日（休日を除く。） 午前９時から午後４時 30 分まで	メール又は持参により提出 （メールによる場合は必ず事前に電話連絡の上送付すること。送付先：pkokisei2@pref.hiroshima.lg.jp 書面を持参する場合の提出場所は(7)に同じ。）
(4) 質問に対する回答書の閲覧	令和８年 11 月 25 日までの毎日（休日を除く。） 午前９時から午後４時 30 分まで	(1)の場所において閲覧に供する。 広島県電子入札等システムからリンクする入札情報詳細のページにおいても閲覧に供する。
(5) 総合評価に係る技術資料の提出	――	――
(6)入札	令和８年 11 月 26 日午前９時から 令和８年 11 月 27 日午後４時 30 分まで ※電子要領に規定する書面参加を行う場合は、 令和８年 11 月 26 日午後４時 30 分から 令和８年 11 月 27 日午前９時までを除く。	電子入札 （電子要領の規定により書面入札を行う場合の提出場所は(7)に同じ。）
(7)開札	令和８年 11 月 30 日午前９時 30 分	警察本部総務部施設課
(8) 資格要件確認書類の提出	資格要件確認書類提出依頼書を受け取った日から、同依頼において指定された提出期限の日までの毎日（休日を除く。） 午前９時から午後４時 30 分まで	電子入札システムにより提出(共通事項７） （書面を提出する場合の提出場所は(1)に同じ。）

(注)　休日とは、広島県の休日を定める条例第１条第１項の休日をいう。

4　工事費内訳書（共通事項２）

共通事項２(1)に掲げる、予定価格及び入札金額により県が求める記入内容について記入し、県が定める【様式１】工事費内訳書（表紙）に入札者の商号又は名称、工事名を記入して提出すること。

工事費内訳書（様式）は、広島県の調達情報のホームページからダウンロードできる。

https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp

トップページ＞様式集

5　問合せ先

(1)　工事等に関する問合せ先

広島県警察本部交通部交通規制課規制第二係（広島市中区基町９－42　電話 082-228-0110 内線 5184）

(2)　入札手続に関する問合せ先

広島県警察本部総務部施設課施設第二係（広島市中区基町９－42　電話 082-228-0110 内線 2283）

(3)　契約手続に関する問合せ先

広島県警察本部総務部施設課施設第二係

（広島市中区基町９－42　電話 082-228-0110 内線 2283　メールアドレス　psoshisetsuka-s@pref.hiroshima.lg.jp）

一般競争入札（事後審査型）公告共通事項

1　入札方法等

(1)　広島県の電子入札システムを利用して入札を行う電子入札案件（以下「電子入札案件」という。）においては、入札参加者は、電子入札システムを利用して入札書及び工事費内訳書を提出すること。ただし、広島県電子入札実施要領（以下「電子要領」という。）で定める手続きを経て書面参加を行うこととした者は、持参により、入札書及び工事費内訳書を入札執行者に提出することができる。

(2)　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に該当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数がある場合はその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3)　電子入札案件においては、入札公告に関する変更、設計図書に対する質問への回答及び修正事項等がある場合は、広島県電子入札等システムからリンクする入札情報詳細のページに掲載するので、入札書を提出する前に当該ページを確認すること。

(4)　入札執行者は、落札者を決定しないで開札手続きを終了するものとする。

(5)　電子入札案件の場合においては、電子入札システムを利用した入札及び電子要領で定める手続きを経た書面による入札以外の入札は、認めない。

(6)　提出された入札書の書換え、引替え又は撤回は認めない。

(7)　次に掲げる場合は、その者の入札を無効とする。

ア　公告に定める入札に参加する者に必要な資格のない者が入札を行ったとき

イ　契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき

ウ　入札者が２以上の入札をしたとき

エ　他人の代理を兼ね、又は２人以上を代理して入札をしたとき

オ　入札者が連合して入札をしたとき、その他入札に際して不正の行為があったとき

カ　必要な記載事項を確認できない入札をしたとき

キ　入札に際しての注意事項に違反した入札をしたとき

ク　その他広島県契約規則第21条各号のいずれかに該当するとき

(8)　この入札に参加する者は、法令等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出すること。

誓約書（様式）は、広島県の調達情報のホームページからダウンロードできる。

トップページ＞様式集＞共通

ア　提出方法等

(ｱ)　電子入札システムで定める様式によって作成した電磁的記録を県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させることにより提出を行うものとする。なお、共同企業体の場合は、入札の際に、電子入札システムにより提出する入札書とともに、誓約書を構成員ごとに提出すること。

(ｲ)　書面により入札に参加する者は、入札の際に入札書及び工事費内訳書とともに誓約書を提出すること。

(ｳ)　書面参加者は、書面により誓約書を作成し、次の事項を記載した封筒に封入して、入札書を提出する際に提出すること。

a　提出者の商号又は名称

b　誓約書及び工事費内訳書が在中している旨

c　当該入札等に係る建設工事等の名称及び開札日

(ｴ)　上記により難い場合は、別に定める。

イ　誓約書を入札時に提出していない場合又は誓約書に不備があった場合は、開札後、発注者が指定した提出期限内（依頼日から起算して概ね３日以内）に提出すること。発注者が指定した提出期限内に誓約書の提出がない場合は、無効とし、落札者としないものとする。当該入札者に対し指名除外措置を行うことがある。

2　工事費内訳書の取扱い（広島県工事費内訳書取扱要領による。）

(1)　工事費内訳書の記入内容は、次のとおりとする。

提出対象	記入内容
全者	・工事費内訳書（表紙）【様式１】 ・工事費の内訳【様式２】 ・労務費の算定方法【様式２－２】
調査基準価格未満で入札した者 （開札後、発注者が低入札価格調査資料等提出依頼書により依頼した場合）	・下請負人及び見積額【様式２】 ・労務賃金調書【様式３】

※　調査基準価格未満だった場合は、工事数量総括表に記載されている費目などのうちレベル４までの費目を記入し、下請負人及び見積額を記入した【様式２】及び【様式３】については、開札後、発注者が低入札価格調査資料等提出依頼書で指定した提出期限内（依頼日から起算して３日以内）に提出すること。

※　様式２－２は労務費ダンピング調査対象外工事の場合、提出不要。

(2)　記入上の留意事項

ア　【様式１】工事費内訳書（表紙）

(ｱ)　入札者の商号又は名称、工事名を記入すること。

(ｲ)　「低入札価格調査に係る意向確認欄」について回答すること。記載がない場合は、低入札価格調査を辞退するものとして取扱う。なお、入札価格が調査基準価格を下回る場合に調査を受検する意向を明示しているにも関わらず、調査資料等の提出を行わない場合は、指名除外を行う場合がある。

イ　【様式２】「工事費の内訳」及び「下請負人及び見積額」

（工事費の内訳）

(ｱ)　工事名、入札者の商号又は名称を記入すること。

(ｲ)　工事数量総括表に記載されている、費目・工種明細など、単位及び数量を漏れなく記入したうえで、見積額を記入すること。なお、入札書の提出時点では、工事数量総括表に記載されている費目などのうちレベル３までの記入とするが、開札後に発注者が低入札価格調査資料等提出依頼書により依頼した場合はレベル４まで記入すること。

(ｳ)　工事価格は、入札価格と同額であること。

なお、工事価格が複数設定されている工事数量総括表においては、工事価格の合計と入札価格が同額であること。

(ｴ)　諸経費等については、適用される積算基準等に基づいて必要額を記入すること。

なお、工事数量総括表で本工事費、付帯工事費、補償工事費等、費目が複数設定されている場合は、それぞれの費目毎に諸経費等を記入すること。

また、施工箇所が点在する工事や災害復旧工事などで２箇所以上の工事個所がある場合も、それぞれの箇所毎に諸経費等を記入すること。

(ｵ)　総合評価落札方式適用工事のうち、技術評価２型、技術評価１型及び高度技術提案型により実施する工事において、上記(ｲ)の区分に応じて、工事数量総括表に記載されている費目のレベル３まで記載した場合はレベル３の工種の下に、レベル４まで記載した場合はレベル４の工種の下に、経費及び提案内容を記入すること。

(ｶ)　材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成二十八年法律第百十一号）第十条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）及び建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金の見積額を記入すること。

なお、材料費、労務費、安全衛生経費、建設業退職金共済契約に係る掛金については、市場単価方式や標準単価方式等を活用している場合等により算出が困難な場合に限り、次のように記入すること。

（全額計上が困難）「算出不能」、「計上不可」等と記入

（一部計上が困難）計上可能な分のみ記入し、「＊＊＊（一部計上）」円等と記入

※　「算出が困難な場合」とは、適用された積算方式において各経費を分離することが困難な場合を想定しており、単に下請事業者が未定、積み上げ対象が多岐に渡る等の理由による場合は含まない。

※　法定福利費はこの取扱いの対象外である。

また、建設業退職金共済契約に係る掛金について、納付の対象となる労働者がいない場合（下請予定業者を含め、建設業退職金共済制度の加入事業者がいない場合など）は、金額の欄に「－」と記入すること。

（下請負人及び見積額）

(ｷ)　全ての一次下請予定者の商号又は名称を記入すること。
(ｸ)　工事費の内訳に記載された全ての項目について、入札者及び全ての一次下請予定者の内訳を記入すること。
(ｹ)　一次下請予定者から見積を徴取する際は、下請予定者が負担すべき法定福利費相当額などの必要経費を適切に計上するよう促すとともに、具体的な工種・数量等を明示した見積とし、一次下請予定者が押印した見積書の写しを添付すること。

ウ　【様式２－２】労務費の算定方法
(2)イ(ｶ)で記入した労務費の算定方法について、回答すること。

エ　【様式３】労務賃金調書
(ｱ)　入札者及び全ての一次下請予定者について記入すること。
(ｲ)　職種欄に該当職種がない場合は、行を追加して記入すること。

(3)　提出方法等
ア　書面により入札に参加する者は、入札の際に入札書とともに工事費内訳書を提出すること。
イ　電子要領に基づく電子入札システムにより入札に参加する者は、入札の際に入札書とともに工事費内訳書を添付すること。
ただし、電子ファイルの容量等の問題により添付しての提出ができない場合は、求める全ての様式を書面により提出すること（電子ファイルと書面の併用や、両方での提出は認めない。）。
なお、この場合においては、電子入札システムへ「工事（業務）費内訳書持参提出連絡票」を添付すること。
ウ　書面によらない場合は、Microsoft Excel、Microsoft Word 又は Adobe Acrobat Reader で閲覧・印刷可能なものとする。
なお、書面参加者は、書面により工事費内訳書を作成し、次の事項を記載した封筒に封入して、入札書を提出する際に提出すること。
(ｱ)　提出者の商号又は名称
(ｲ)　誓約書及び工事費内訳書が在中している旨
(ｳ)　当該入札等に係る建設工事等の名称及び開札日
エ　上記により難い場合は、別に定める。

(4)　次に該当する者は失格とし、落札者としないものとする。
ア　全般
(ｱ)　(1)で記入を求める様式（様式２－２を除く）が開札時に提出されていない場合
(ｲ)　(5)アに規定する労務費ダンピング調査の調査対象者について、様式２－２が開札時に提出されていないまたは記載内容に不備があった場合に、発注者が指定した提出期間内（依頼日から起算して概ね３日以内）に提出を求めたにも関わらず提出がなかった場合。
(ｳ)　(3)で規定する提出方法によらない場合（様式２－２を除く）

イ　様式１
(ｱ)　入札者の商号又は名称が適切に記入されていない場合
(ｲ)　当該工事の工事名が適切に記入されていない場合

ウ　様式２
（工事費の内訳）
(ｱ)　当該工事の工事名が適切に記入されていない場合
(ｲ)　入札者の商号又は名称が記入されていない場合
(ｳ)　設計図書に示す工事数量総括表に記載されている「費目・工種明細など」、「単位」、「数量」が漏れなく適切に記入されていない場合及びそれらの「見積額」が記入されていない場合。なお、調査基準価格以上で入札する場合は、工事数量総括表に記載されている費目などのうちレベル３まで記入し、レベル４は記入不要とする。
(ｴ)　工事価格（工事価格が複数設定されている工事数量総括表においては、工事価格の合計金額）と入札金額が異なる場合
(ｵ)　(2)で記入を求めている場合において、技術提案の内容及びそれに係る経費等が適切に記入されていない場合
(ｶ)　(2)イ(ｶ)の見積額が記入されていない場合。ただし、(2)イ(ｶ)のなお書き及びまた書きの場合は除く。
（下請負人及び見積額）
(ｷ)　(1)で記入を求めている場合において、下請を予定しているが、全ての一次下請予定者の商号又は名称が記入されていない場合
(ｸ)　(1)で記入を求めている場合において、下請を予定しているが、全ての一次下請予定者からの見積書（写し）の添付

がない場合、一次下請予定者の押印が無い場合又は具体的な工種・数量等を明示した見積となっていない場合

(ｹ) (1)で記入を求めている場合において、下請を予定しているが、一次下請予定者からの見積書に記入された工事価格と「下請負人及び見積額」に記入した工事価格が一致しない場合

エ 様式３

(ｱ) (1)で記入を求めている場合において、入札者及び全ての一次下請予定者（下請の予定がある場合）の会社名が記入されていない場合

(ｲ) (1)で記入を求めている場合において、入札者及び全ての一次下請予定者（下請の予定がある場合）の該当職種の最低額及び最高額が記入されていない場合

(5) 労務費ダンピング調査対象工事における取扱いは、次のとおりとする。

ア 調査対象者

~~落札候補者のうち、工事費内訳書に記入した直接工事費が、官積算の直接工事費の９７％を下回る者~~（適用外）

イ 調査方法

様式２－２により、調査対象者の労務費の算定方法を確認し、労務費が適切に算定されているかを確認する。

ウ 調査後の対応

労務費が適切に算定されていることが確認できなかった場合、契約を締結した上で、適切な労務費の確保について、書面により要請するとともに、建設業法第 40 条の４に基づく調査を行う者（以下「建設Ｇメン」という。）への通報を行う。また、(6)に規定する完成後の調査の実施対象とする。

(6) 契約締結後、受注者は、次に掲げる事項のいずれかに該当するものとして、発注者から求めがあった場合、広島県工事費内訳書取扱要領 10 に規定する完成後の調査に応じなければならない。

ア 工事費内訳書の経費区分ごとに計上した金額が、官積算と比較して著しく低い場合

イ 賃金や各種保険等の労働条件が適正に確保されていない疑いがある場合

ウ 下請契約及び下請代金支払等が適正ではない疑いがある場合

エ 施工中に事故等が発生し、発生した要因が、必要な費用が適切に確保されていなかったことによるものと疑われる場合

オ 労務費ダンピング調査において、労務費が適切に算定されていることが確認できなかった場合

(7) 提出された工事費内訳書の引換え、変更、撤回（取消）又は追加等は認めない。

(8) 提出された工事費内訳書は、返却しない。

(9) 提出された工事費内訳書は、必要に応じ建設Ｇメン、許可行政庁、公正取引委員会及び広島県警察本部に提出する。

(10) 提出された工事費内訳書は、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第５号）に基づく開示の対象となる。

(11) 工事費内訳書については、ここに記載のもののほか、「広島県工事費内訳書取扱要領」によるものとする。

「広島県工事費内訳書取扱要領」は、広島県の調達情報のホームページに掲載している。

https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp

トップページ＞入札・契約制度＞入札・契約制度関係要綱

工事費内訳書（様式）は、広島県の調達情報のホームページからダウンロードできる。

トップページ＞様式集

３ 設計図書の販売

設計図書の販売を行う場合の受付場所及び購入方法等については、広島県の調達情報のホームページを確認すること。

https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp

トップページ＞入札・契約制度＞建設工事の設計図書販売業務について

４ 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 入札に参加する者（特定建設工事共同企業体又は地域維持型建設共同企業体を対象に入札を行う場合にあっては、入札に参加する特定建設工事共同企業体の構成員をいう。以下同じ。）に必要な資格に係るすべての要件は、特別の定めがある場合を除き、開札日において満たしていなければならない。

(2) 入札に参加する者は、次の要件をすべて満たしていなければならない。

ア この公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、建設業者等指名除外要綱２(1)に規定する指名除外（以下「指名除外」という。）、県発注工事における下請負の制限基準２に規定する下請制限（以下「下請制限」という。）又は県発注工事等における暴力団排除のための契約制限要綱２に規定する契約制限（以下「契約制限」という。）若しくは建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱（平成８年１月１日施行。以下「低入札要綱」という。）第 10 条第２項第

２号の規定に該当したことによる入札参加の制限の対象となっていないこと。

イ　この公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第３項又は第５項の規定による営業停止処分（本件入札に参加し、又は本件工事の受注者となることを禁止する内容を含まない処分を除く。）を受けていないこと。

ウ　会社更生法に基づいて更生手続開始の申立てがなされている者及び民事再生法に基づいて再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、広島県知事が別に定める手続きに基づいて入札参加資格の再認定を受けていること。

エ　地方自治法施行令第 167 条の４に該当する者でないこと。

(3)　その所在地について技術要件以外の要件としていることがある建設業法第３条第１項の営業所のうち、「主たる営業所」とは、営業所を統括し、指揮監督する権限を有する１箇所の営業所で、建設業許可申請書別紙二(1)又は別紙二(2)に主たる営業所として記載したものをいう。

(4)　技術要件以外の要件としていることがある一般競争入札事務処理要綱（事後審査型）別記１の１又は２の要件を満たす者は、次の者をいう。

ア　一般競争入札事務処理要綱（事後審査型）別記１の１の要件を満たす者

次のいずれかに該当している者をいう。

（注　該当者は、広島県の調達情報のホームページ（https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp「トップページ>入札参加資格>３入札参加資格者名簿」）に掲載の令和７・８年度県建設工事等入札参加資格者名簿【EXCEL版】の「優良企業」欄に「１」又は「２」が表示されている。）

≪建設工事等入札参加資格者名簿【EXCEL 版】の表示≫

該当区分	名簿の表示
(ｱ)に該当	1
(ｱ)・(ｲ)の両方に該当	1
(ｲ)に該当	2

ただし、当該一般競争入札の公告日において、指名除外、下請制限又は契約制限の期間満了後１年を経過していない者を除く。

(ｱ)　令和２年 11 月１日から令和６年 10 月 31 日までの間に、竣工検査に合格した広島県発注の建設工事のうち、工事成績評点が付されている各建設工事（当該一般競争入札の対象工事と同じ業種のものに限る。）の元請施工実績件数及びその平均工事成績点が次表に掲げるとおりであること。

業　　種	元請施工実績件数	平均工事成績点
土木一式工事	４件以上	８２点以上
とび・土工・コンクリート工事	４件以上	８３点以上
法面処理工事	４件以上	８４点以上
電気工事	４件以上	８２点以上
管工事	４件以上	８３点以上
鋼構造物工事	４件以上	８８点以上
舗装工事	４件以上	８３点以上
しゅんせつ工事	４件以上	８３点以上
塗装工事	４件以上	８１点以上
機械器具設置工事	４件以上	８３点以上
電気通信工事	４件以上	８１点以上
造園工事	４件以上	７７点以上
水道施設工事	４件以上	８３点以上
解体工事	４件以上	８２点以上

(ｲ)　当該一般競争入札の対象工事と同じ業種の工事について、令和４年度から令和７年度に優良建設工事等表彰事務取扱要領の規定に基づき優良建設業者として表彰を受けた者であること。

イ　一般競争入札事務処理要綱（事後審査型）別記１の２の要件を満たす者

令和７年度及び８年度県建設工事等入札参加資格者名簿における平均工事成績点が、建設工事指名業者等選定要綱別表第６に定める平均工事成績点（次表に掲げるとおり）を満たす者

業　　種	格付等級	平均工事成績点

土木一式工事	B	８０点以上
	C	７８点以上

（注　該当者は、広島県の調達情報のホームページ（https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp「トップページ>入札参加資格>３入札参加資格者名簿」）に掲載の令和７・８年度県建設工事等入札参加資格者名簿【EXCEL版】の「準白枠」欄に「１」が表示されている。）

ただし、当該一般競争入札の公告日において、指名除外、下請制限又は契約制限の期間満了後１年を経過していない者を除く。

(5)　技術要件の元請施工実績が「公共工事等」に限定されている場合の「公共工事等」とは、次に掲げる者が発注した工事をいうものとする。

ア　国及び地方公共団体

イ　当該工事の発注当時において効力を有していた法人税法別表第１に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）

ウ　当該工事の発注当時において効力を有していた建設業法施行規則第 18 条に掲げる法人

エ　その他ア、イ又はウに準ずる者が発注した工事

(6)　技術要件の元請施工実績における種類の意義は、次に掲げるとおりである。

工種名	内　　容
道路改良工事	道路中心線設計・道路縦断設計に基づき施工管理する１車線以上の道路の新設及び改築工事 ただし、この場合の道路とは、道路法、道路運送法、土地改良法、森林法、港湾法又は漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づく道路に限る。
道路工事	上記以外の道路工事で、道路維持修繕工事、道路構造物維持工事又は道路災害復旧工事等 ただし、この場合の道路とは、道路法、道路運送法、土地改良法、森林法、港湾法又は漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づく道路に限る。
橋梁下部工事	１車線以上の車道橋における橋台・橋脚の新設工事
河川･砂防改修工事	流量計算に基づいて計画された河川、砂防渓流保全工事又は砂防えん堤工事
河川・砂防工事	上記以外の河川・砂防工事で、維持修繕又は災害復旧工事等
海上施工による港湾・海岸・漁港工事	海上で作業船による港湾施設、漁港施設又は海岸保全施設の築造工事又は災害復旧工事 ア　港湾施設とは港湾法第２条第５項に規定する施設 イ　漁港施設とは漁港及び漁場の整備等に関する法律第３条に規定する施設 ウ　海岸保全施設とは海岸法第２条第１項に規定する施設 エ　築造工事には、ア～ウ以外の施設の工事に伴い、ア～ウの施設の撤去仕戻しを行った工事は含まない。 オ　築造工事には、ア～ウ以外の施設の補償工事、附帯工事に伴い、ア～ウの施設を新設した工事は含む。 カ　築造工事には、維持修繕工事及び仮設工のみ海上作業船で施工した工事は含まない。 キ　作業船には、資材運搬船及び潜水士船は含まない。
港湾・海岸・漁港工事	港湾施設、漁港施設又は海岸保全施設の築造工事又は災害復旧工事 ア　港湾施設とは港湾法第２条第５項に規定する施設 イ　漁港施設とは漁港及び漁場の整備等に関する法律第３条に規定する施設 ウ　海岸保全施設とは海岸法第２条第１項に規定する施設 エ　築造工事には、ア～ウ以外の施設の工事に伴い、ア～ウの施設の撤去仕戻しを行った工事は含まない。 オ　築造工事には、ア～ウ以外の施設の補償工事、附帯工事に伴い、ア～ウの施設を新設した工事は含む。 カ　築造工事には、維持修繕工事は含まない。 キ　当該工事には、潮位の干満の影響を受けない部分の工事は含まない。
下水処理場工事	下水処理施設の新設又は増築工事 ただし、維持修繕工事は含まない。
下水道工事	上記以外の下水道工事で、下水道処理施設の維持修繕工事

管渠開削工事	下水道事業、集落排水事業、水道用水供給事業（給水管を除く。）、工業用水道事業又は農業用かんがい排水事業の管渠埋設工事のうち、開削工法による新設工事
管渠推進工事	下水道事業、集落排水事業、水道用水供給事業（給水管を除く。）、工業用水道事業又は農業用かんがい排水事業の管渠埋設工事のうち、推進工法による新設工事
治山工事	森林法に規定する保安施設事業の渓間工事又は山腹工事
道路舗装工事	道路法、道路運送法、土地改良法、森林法、港湾法又は漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づく道路において、アスファルト舗装要綱に基づくアスファルト舗装工事（オーバーレイ舗装を含む。）
コンクリート舗装工事	道路法、道路運送法、土地改良法、森林法、港湾法又は漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づく道路において、セメントコンクリート舗装要綱に基づくコンクリート舗装工事
急傾斜地崩壊対策工事	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊対策工事又は、市町を事業主体とする急傾斜地崩壊対策工事（広島県補助事業に限る。）。ただし、維持修繕工事又は小規模崩壊地復旧工事は含まない。
道路付属物設置工事	道路法、道路運送法、土地改良法、森林法、港湾法又は漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づく道路における標識、防護柵、道路反射鏡、視線誘導標、道路鋲の設置等の道路附属物施設設置工事
区画線工事	道路法、道路運送法、土地改良法、森林法、港湾法又は漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づく道路における区画線設置工事

(7)　技術要件以外の要件において建設業法第15条の許可（特定建設業許可）が不要とされている工事であっても、下請代金の額によっては、建設業法第３条第１項の規定により特定建設業許可が必要となる場合があるので注意すること。この場合には、技術要件において建設業法第７条第２号イ、ロ又はハに該当する者（主任技術者）を配置することとされている工事であっても、建設業法第26条の規定により主任技術者にかえて建設業法第15条第２号イ、ロ又はハに該当する者（監理技術者）を配置しなければならない。

(8)　県内建設業者の合併等に関する特例要綱第５条の措置を受けている者は、技術要件以外の要件である「認定された一般競争入札参加資格の格付けの等級」について、主たる営業所の所在地の地域においては、本来の等級のほか、その直近下位の等級の格付けも有するものとみなす。また、「建設業法第３条第１項の営業所の所在地」について、合併会社等のその他の営業所で合併等の日までの15年以内に県と建設工事請負契約を締結した実績があるものは、合併会社等の主たる営業所とみなす（合併等の日の直前に合併当事会社等の主たる営業所であったものに限る。）。

なお、県工事の受注実績については、受注機会の確保措置を受けようとする業種のものに限る。

5　配置予定技術者及び現場代理人の取扱い

(1)　配置予定である監理技術者は、監理技術者資格者証を有する者でなければならない。ただし、監理技術者資格者証と講習修了証を統合していない者については、両方を有するものであること。

(2)　配置予定技術者は、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならない。恒常的な雇用関係とは、開札日までに引き続き３か月以上の雇用関係にあることをいう。ただし、専任配置が要件とされていない工事（専任の要否については公告個別事項に記載している。）にあっては、恒常的な雇用関係を要しない。

(3)　現場代理人は、入札参加希望者と直接的な雇用関係にある者でなければならない。

(4)　配置予定技術者は、契約日時点で配置できる技術者を記入するものとする。ただし、工事着手日選択型契約方式を適用した工事については、工事着手日時点で配置できる技術者を記入するものとする。

なお、「企業の施工実績、技術者の資格・経験工事調書」を提出する時に配置予定技術者を特定できない場合には、複数の候補者（３人を限度とする。また、工場製作期間の技術者と現場施工期間の技術者を同一としない場合は、それぞれ３人を限度とする。）を記入することができる。

(5)　「企業の施工実績、技術者の資格・経験工事調書」の提出期限の翌日以降は、真にやむを得ない場合を除き、配置予定技術者の変更・差換え等は認めない。

(6)　手持ち工事の工期の延伸等により、配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した者については、後日指名除外措置を行うことがある。

(7)　落札後、工事の施工に当たって、「企業の施工実績、技術者の資格・経験工事調書」に記載した配置予定技術者を変更できるのは、死亡、傷病、 出産、育児、介護又は退職等の極めて特別な場合に限る。

(8)　開札日において建設業許可における経営業務の管理責任者又は営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者（当該事項に関して必要な変更届を、開札日までに許可行政庁に提出していない場合を含む。））の配置は認めない。ただし、技術者の専任性が求められる工事にあっては次のアの要件を満たす場合、専任性が求められない工事にあっては次のア、イのいずれかの要件を満たす場合には、当該技術者が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある場合に限

り、例外的に配置を可能とする（アの要件を満たす場合は本件工事に限る。また監理技術者としての配置は次のアの要件を満たす特定営業所技術者に限る。）。

ア　建設業法第 26 条の５第１項の要件をすべて満たすこと（経営業務の管理責任者の場合、同項第１号の「当該営業所」を「主たる営業所」と読み替えて準用する。）。

イ　次の要件をすべて満たすこと。

(ｱ)　当該営業所（経営業務の管理責任者の場合は、主たる営業所）において請負契約が締結された建設工事であること。

(ｲ)　工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接していること。

(ｳ)　当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。

(9)　配置予定技術者に関する要件としている「建設業法第 15 条第２号イに該当する者」とは、１級国家資格者（１級の技術検定合格者、技術士、１級建築士）をいい、同号ロに該当する者(指導監督実務経験者）及び同号ハに該当する者（国土交通大臣特別認定者）を除く。

6　配置技術者の兼務等

配置技術者の兼務等については次のとおりとし、受注者が本件工事に係る主任技術者又は監理技術者を定めて工事現場に置いたときは、このことについて誓約書の提出を求めるものとする。

(1)　本件工事が建設業法第 26 条第２項に該当する場合、配置技術者は監理技術者として専任で配置すること。ただし、建設業法第 26 条第３項ただし書きを適用する工事にあっては、この限りでない。この場合、兼務する工事の数は、本件工事を含め２件まで（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事と見なす。）とする。なお、建設業法第 26 条第３項第２号を適用する工事（調査基準価格を下回る価格で入札を行った場合を除く。）においては、次の要件をすべて満たすこと。

ア　兼務する工事の施工箇所は、同一の市町（安芸郡４町においては安芸郡内）かつ工事箇所の間隔が 10 ㎞程度以内であること。

イ　工事現場に専任で配置する建設業法施行令（以下「施行令」という。）第 29 条第１項で定める者（以下「監理技術者補佐」という。）が入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。

(2)　本件工事が主任技術者の専任を要する工事の場合、配置技術者は次の要件を満たすこと。

ア　建設業法第 26 条第３項第１号又は施行令第 27 条第２項が適用される工事を除き、他の工事の技術者として配置されていないこと。

イ　施行令第 27 条第２項が適用される工事を除き、他の工事の現場代理人として配置されていないこと。

ウ　建設業法第 26 条第３項第１号又は施行令第 27 条第２項が適用される工事にあっては、本件工事を含め３件以上の公共工事の技術者として配置されていないこと。

エ　施行令第 27 条第２項が適用される工事にあっては、本件工事を含め３件以上の公共工事の現場代理人として配置されていないこと。

オ　技術者又は現場代理人として管理する工事の施工箇所は、全て同一の市町内（安芸郡４町については安芸郡内）かつ工事箇所の間隔が 10 ㎞程度以内であること。

(3)　本件工事が主任技術者の専任を要さない工事の場合、配置技術者は次の要件を満たすこと。

ア　施行令第１条の２及び第 27 条第１項に該当しない工事にあっては、本件工事を含め６件（災害復旧工事及び道路維持修繕業務委託に係る件数を除く。）以上の公共工事の現場代理人として配置されていないこと（管理する工事の施工箇所は、全て同一の市町内（安芸郡４町については安芸郡内）であること。）。

イ　建設業法第 26 条第３項第１号又は施行令第 27 条第２項が適用される工事にあっては、本件工事を含め３件以上の公共工事の技術者として配置されていないこと。

ウ　施行令第 27 条第２項が適用される工事にあっては、本件工事を含め３件以上の公共工事の現場代理人として配置されていないこと。

エ　施行令第 27 条第１項に該当する工事で、建設業法第 26 条第３項第１号又は施行令第 27 条第２項が適用されない工事にあっては、技術者として配置されていないこと（建設業法第 26 条第３項第１号が適用される工事にあっては、本件工事においても同様の要件を満たすこと。）。

オ　施行令第 27 条第１項に該当する工事で、施行令第 27 条第２項が適用されない工事にあっては、現場代理人として配置されていないこと。

カ　技術者又は現場代理人として兼務又は管理する工事の施工箇所は、施行令第 27 条第２項が適用される工事にあっては、全て同一の市町内（安芸郡４町については安芸郡内）かつ工事箇所の間隔が 10 ㎞程度以内であること。

7　資格要件確認書類の提出

(1)　総合評価落札方式を適用する工事においては、全ての入札者は、総合評価落札方式に係る技術資料及び資格要件確認資料を同封し、次の事項を記載した封筒に封入して、持参により提出すること。なお、電子入札システムを使用して入札書を提出する際に、工事費内訳書等とあわせて、総合評価落札方式に係る技術資料及び資格要件確認資料（Adobe Acrobat Reader で閲覧・印刷可能であること。）を添付して提出することも可能とする。ただし、電子ファイルの容量の問題により、部分的に総合評価の技術資料及び資格要件確認資料を添付することは不可とし、容量を超える場合は全て書面で提出すること。

ア　提出者の商号又は名称

イ　総合評価落札方式に係る技術資料及び資格要件確認資料が在中している旨

ウ　当該入札等に係る建設工事等の名称及び開札日

(2)　総合評価落札方式を適用しない工事においては、開札手続きの終了後に、資格要件確認書類提出依頼書により落札候補者に対して資格要件確認書類の提出を求めるものとする。ただし、資格要件を満たしていない者が入札したと疑われる場合など、必要に応じて落札候補者以外の入札参加者に対しても資格要件確認書類の提出を求めることがある。提出方法は、電子入札システムにより提出（電子入札案件に限る。ただし、落札決定後に提出を求める場合を除く。）すること。

なお、電子ファイルの容量が電子入札システムの容量を超えることになる場合、その性質上電子化に適さないものがある場合、その他電子ファイルによる提出に適さない場合は、公告個別事項３に掲げる、「電子要領の規定により書面入札を行う場合の提出場所」へ書面により持参することができる。提出期間は、資格要件確認書類提出依頼書を受け取った日から、同依頼において指定された提出期限の日までの毎日（休日を除く。）午前９時から午後４時 30 分までとする。

(3)　資格要件確認書類を提出する際には、次のとおり添付書類を添付すること。

ア　技術資料・資格要件確認資料提出書 （一般競争入札事務処理要綱（事後審査型）別記様式第３号）	・総合評価に係る技術資料及び資格要件確認書類を同時に提出する場合は、省略を可とする。 ・特定共同企業体として入札参加希望する場合の添付書類は、構成員ごとに作成すること。
イ　企業の施工実績、技術者の資格・経験工事調書 （一般競争入札事務処理要綱（事後審査型）別記様式第４号）	・直近の経営事項審査の総合評定値通知書の審査基準日には、現在有効な経営事項審査の総合評定値通知書の審査基準日を記入すること（入札参加資格として年間平均完成工事高の要件を求めている場合において、対象となる年度の県建設工事等入札参加資格者名簿で、公告において求めている年間平均完成工事高の条件を満たしていることが判断できない場合は、条件を満たしていることが確認できる現在有効な経営事項審査の総合評定値通知書を添付すること。）。 ・添付資料が総合評価の技術資料と重複するものについては、資格要件確認資料の添付資料の省略を可とする。 ＜企業の施工実績＞ ・工事名は、完了検査を終了している工事について記載すること。 ・工事内容は、公告に記載した技術要件の施工実績の実績が確認できるよう、明確に記載すること。 ・「コリンズへの登録」欄は、いずれかに〇を付すこと。有の場合は登録番号を（　）内に記入すること。コリンズだけで施工実績が確認できる場合は、登録内容確認書の添付は不要とする。 ・「コリンズの登録が無の場合」又は「コリンズだけでは経験工事の内容が確認できない場合」は、契約書の写し等（公告で定めた資格要件が確認できるもの）を添付し、資料名を添付資料・補足事項欄に記入すること。 ＜技術者の資格・経験工事＞ ・技術者の経験工事の概要の「コリンズへの登録」欄は、いずれかに〇を付すこと。有の場合は登録番号を（　）内に記入すること。無の場合又はコリンズだけでは経験工事の内容が確認できない場合は、契約書の写し等（公告で定めた資格要件が確認できるもの）を添付し、資料名を添付資料・補足事項欄に記入すること。ただし、配置予定技術者の工事経験が要件とされていない工事にあっては、この欄の記入は不要である。

	・監理技術者を配置する工事にあっては、監理技術者資格者証の写し（表裏とも）を添付すること。ただし、監理技術者資格者証と講習修了証を統合していない者については、両方の写し（講習修了証は表面のみ。）を添付すること。なお、監理技術者補佐を配置する工事にあっては、資格を確認できる書類の写しを添付すること（監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例２号を適用する監理技術者に求める技術検定種目と同一であること）。 ・主任技術者を配置する工事にあっては、資格を確認できる書類の写しを添付すること（実務経験者の場合は、実務経歴書を添付すること。）。 ・他の工事現場に現場代理人として配置している者（災害復旧工事及び道路維持修繕業務委託を除く。）を配置予定技術者とする場合は、当該工事の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを添付すること（本件工事が、主任技術者の専任を求めない災害復旧工事の場合は添付を不要とする。）。 ・配置予定技術者（監理技術者補佐を含む）と受注者との雇用関係が確認できるもの（最新の住民税特別徴収税額通知書の写し、最新の健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも雇用関係の確認に必要のない項目については復元できない程度にマスキングを施すこと。））を添付すること。ただし、監理技術者資格者証で確認できる場合はこの限りでない。なお、専任配置を要する場合にあっては恒常的な雇用関係（３か月以上）が必要であり、上記のうち恒常的な雇用関係が確認できるものを添付すること。 ・配置予定技術者の経験は、原則として工事の全期間（次に定める期間を除く。）従事している場合に認めることとし、準じる技術者（監理技術者又は主任技術者に準じて下請業者を指導する立場であったと認められる者）の場合は、「下請けを指導する立場」であったことを確認できる施工体系図等を添付すること（コリンズで経験を確認することができる監理技術者補佐を除く。なお、低入札要綱第 10 条へ記載の「低入札技術者」としての施工実績は認めていない。）。 （ｱ）工期の始期から現場施工に着手するまでの期間 （ｲ）工事を全面的に一時中止している期間 （ｳ）工事完成通知の提出以降、引渡しを受けるまでの期間 ・技術者の他の工事の従事状況の「コリンズへの登録」欄は、いずれかに○を付すこと。有の場合は登録番号を（　）内に記入すること。無の場合又はコリンズだけでは他の工事の内容が確認できない場合は契約書の写し（工期が確認できるもので可。）を添付し、資料名を添付資料・補足事項欄に記入すること。 ・複数の技術者を記入する場合は、別記様式第４号を複写して添付すること。 ・特定共同企業体として入札参加希望する場合の添付書類は、構成員ごとに作成すること。
ウ　建設工事施工実績証明(願)書（一般競争入札事務処理要綱（事後審査型）別記様式第５号）	・コリンズに登録した以外の工事等で、公告に記載した技術要件の施工実績を証明する場合に使用する（コリンズに登録した工事では提出不要。）。 ・完了検査を終了している工事について記載すること。 ・施工場所は、都道府県名及び市町村名を記載すること。 ・受注形態は、該当しないものを抹消すること。 ・公告に記載した技術要件の施工実績の実績について、明確に記載すること。 ・当該発注機関（今回、一般競争入札によって工事を発注する機関）の発注工事に係る施工実績の場合は、発注者の証明は要しない。 ・最終請負金額欄については、当該実績がＪＶ工事（共同施工方式）の場合には、ＪＶで受注した全体額を記載し、（　）内に出資比率に基づいて当該申請者が受注した額を記載すること。

(4)　資格要件確認書類の様式は、広島県の調達情報のホームページ（https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp「トップページ>様式集>建設工事関係_入札・資格関係>一般競争入札（事後審査型）」）に掲載している。

(5)　提出した資格要件確認書類によって資格要件を満たしていることが確認できない場合は、原則として当該入札者（落札

候補者以外の入札者を含む。）に対し指名除外措置を行う。

(6)　次のアからウのいずれかに該当する場合には、その者は資格要件を満たしていないものとみなし、原則として当該入札者（落札候補者以外の入札者を含む。）に対し指名除外措置を行う。

ア　発注機関の長が定める期限までに全ての資格要件確認書類の提出をしない場合

イ　資格要件の確認のために発注機関の職員が行った指示に従わない場合

ウ　提出した資格要件確認書類に虚偽の記載があった場合

(7)　提出された資格要件確認書類は、これを提出者に無断で使用しない。

(8)　資格要件を満たしていることが確認できないため、入札を無効とする旨の通知を発注機関の長から受けた者は、その判断の理由の説明を求めることができる。

8　落札者の決定方法

(1)　落札候補者（予定価格以下の価格で入札を行った者のうち最低価格入札者をいう。）について、広島県工事費内訳書取扱要領に基づく審査を行う。審査の結果、適格である場合、落札候補者から提出を受けた資格要件確認書類等により当該工事の入札参加資格の審査を行い、資格要件を満たしていることが確認できる場合はその者を落札者として決定するものとする。落札候補者について資格要件を満たしていることが確認できない場合（７(6)の規定により資格要件を満たしていないものとみなす場合を含む。）は、当該入札を無効とし、以下、落札者が決定するまで順次、無効とされた者を除く最低価格入札者について同様の審査を行うものとする。この場合において、無効とされた者を除く最低価格入札者が二人以上あるときは、これらの者のうち、くじ引きによって（電子入札案件においては電子くじによって）落札候補者として選ばれた一人の入札者について、優先的に審査及び落札者の決定を行うものとする。

なお、総合評価落札方式においては「最低価格入札者」を「価格と価格以外の要素を総合的に評価して、最も評価の高い者」と読み替えるものとする。

(2)　建設工事執行規則第７条の２の規定により調査基準価格を定めた工事において調査基準価格を下回る価格で入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）がある場合は、(1)の規定による審査に加えて低入札要綱に基づく調査を行った上で落札者を決定する（同要綱別記１「適正な履行確保の基準」を満たす者でなければ落札者としない。）ものとする。

(3)　低入札要綱第７条第２項に基づく低入札価格調査資料等提出依頼を受けた場合、同依頼において指定された提出期限の日までに、同条第４項に定める資料及びその添付書類を提出しなければならない。提出しない場合は、その者に対し指名除外措置を行うことがある。

(4)　落札者の決定がなされた場合には、その旨を当該工事の入札に参加したすべての者に通知するものとする。

9　調査基準価格を下回る金額で入札した者を落札者とした場合の措置

(1)　低価格入札者と契約するときは、次のとおりとする。

ア　契約保証金の金額を請負代金額の10分の３以上とする。

イ　建設工事請負契約約款第46条の３第２項の規定による契約解除（受注者の債務不履行等による契約解除）が行われた場合に受注者が支払うべき違約金を請負代金額の10分の３とする。

ウ　建設工事請負契約約款第46条の５第１項に定める契約不適合責任期間について、「引渡しを受けた日から２年以内」を、特例により「引渡しを受けた日から４年以内」とする。また、同条第２項に定める契約不適合責任期間は、「引渡しを受けた日から１年」を、特例により「引渡しを受けた日から２年」とする。

エ　予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が5,000万円以上の場合、監理技術者又は主任技術者とは別に、これらと同等程度の技術者（以下「低入札技術者」という。）を専任で１名配置しなければならないこととする。また、低入札技術者は、現場代理人を兼ねることはできない。なお、低入札技術者の要件は、経験を除き、入札公告で定めた配置予定技術者の要件（直接的かつ恒常的な雇用関係を含む。）と同一とする。

オ　予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が5,000万円未満の場合、監理技術者又は主任技術者は現場代理人を兼ねることができないものとする。

カ　予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が５億円以上の場合、受注者及び下請契約金額が500万円以上の１次下請業者（以下「受注者等」という。）は、低入札要綱第15条に規定する施工中における社会保険労務士による労務監査（以下「施工中の労務監査」という。）を受けるものとする。

(2)　低入札要綱第10条第２項の規定による重点調査対象者を落札者として契約を締結するときの追加措置は次のとおりとする。

ア　前払金の額を請負代金額の10分の２以内とする。

イ　当該工事が完了し、県が引渡しを受ける日までの間、業種を問わずその者が他の県発注工事に関する入札に参加する

ことを認めないこととする（追加措置の対象となった者が共同企業体の場合で、一部の構成員がこの要件を満たしていない場合は、当該構成員についてのみ他の県発注工事に関する入札への参加を認めないこととする。）。

ウ　受注者は自らが行う施工管理とは別に、第三者による出来形管理及び品質管理の照査を追加して実施し、その記録及び関係書類を発注者に提出しなければならないこととする。なお、第三者による照査は、設計図書で定める施工管理を、受注者の費用負担により行うものとする。追加して出来形管理及び品質管理の照査を行う第三者は、低入札要綱第10条第２項第３号ア及びイの要件をすべて満たす者でなければならない。

エ　受注者等は、低入札要綱第15条に規定する施工中の労務監査を受けるものとする。

(3)　下請工事を発注する場合又は主要資材を購入しようとする場合は、原則として低入札価格調査において予定していた契約の相手方及び内容で発注しなければならない。

やむを得ず低入札価格調査において予定していた契約の相手方又は内容を変更して発注しようとする場合は、低入札要綱第 12 条第２項に定める様式をあらかじめ発注者に届出しなければならない。なお、主要資材については、重点調査を経て契約を締結した工事だけでよいこととする。

(4)　下請業者又は資材業者等（以下「下請業者等」という。）に対する支払が完了するまで、毎月の代金の支払状況を低入札要綱第 13 条で定める様式により翌月 10 日までに発注者に提出しなければならない。なお、資材業者については、重点調査を経て契約を締結した工事だけでよいこととする。

(5)　(3)及び(4)の確認結果等により、施工体制等や下請業者等への代金の支払状況に関しさらに確認を行う必要があると判断した場合には、追加資料の提出請求や営業所の現地調査等を実施することがある。

(6)　(3)、(4)又は(5)の確認又は調査により、不適切な施工体制等又は下請業者等に対する代金の支払状況等を確認した場合、若しくは下請工事等の内容の変更に関する理由がやむを得ないと認められる合理性を備えていないと認めた場合は、請負契約に基づく是正措置の請求や指名除外等の必要な措置を講ずることがある。

(7)　建設工事請負契約約款第 31 条第２項又は６項に定める検査合格後２か月以内に、低入札要綱で定める工事完成後調査資料を作成し、同要綱で定める労務監査を受けなければならない。

(8)　(7)による調査の結果、低入札要綱第 21 条第１項に規定する事態が認められた場合などにおいては、指名除外等の必要な措置を講じることがある。

10　免税事業者である旨の届出

工事請負契約書に記載すべき事項を確認するため、免税事業者（予定を含む。）は落札決定後、直ちに免税事業者である旨を届け出ること。

11　経営事項審査の総合評定値通知書の写しの提出

(1)　落札者となった者は、契約を締結すべき日に、当該日の１年７か月前以降の日を審査基準日とする経営事項審査の総合評定値通知書の写しを提出しなければならない。

(2)　(1)の経営事項審査の総合評定値通知書の写しの提出を拒否した者については、この工事の請負契約を締結せず、また、指名除外の対象とする。ただし、契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が 500 万円（建築一式工事にあっては、1,500 万円）未満である場合は、この限りでない。

(3)　(1)の経営事項審査の総合評定値通知書の写しを提出しないまま落札決定の日から５日を経過した場合も、原則として、(2)と同様とする。

12　建設リサイクル法関係書面の提出

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第９条第１項に規定する「対象建設工事」（下記≪対象建設工事の定義≫参照）を請け負おうとする者は、建設リサイクル法第12条第１項に基づき、建設リサイクル法第10条第１項第１号から第５号までに掲げる事項について記載した書面を交付（書面の交付に代えて、電子契約システムにより提供する場合を含む）して説明しなければならない。

また、請負契約の当事者は、建設リサイクル法第13条及び「特定建設資材に係る分別解体等に関する省令」（平成14年国土交通省令第17号）第７条に基づき、①分別解体等の方法、②解体工事に要する費用、③再資源化等をするための施設の名称及び所在地、④再資源化等に要する費用について、請負契約に係る書面に記載し、署名又は記名押印して相互に交付（電子契約システムにより、これに代わる措置を講ずる場合を含む）しなければならない。

このため、対象建設工事の落札者は、次の事項に留意し、落札決定通知の日から５日（広島県の休日を定める条例第１条第１項に規定する県の休日を除く。）以内に、発注者（工事担当課）に対して、「第12条第１項に基づく書面」を提出し、建設リサイクル法第10条第１項第１号から第５号までに掲げる事項について説明（事前説明）をした後、発注者（契約担当課）に対

して、「法第13条及び省令第７条に基づく書面」を提出しなければならない。

対象建設工事の落札者がこれらの書面をこの期間内に提出しない場合、契約を締結することができないものとし、落札者が落札しても契約を締結しないもの（契約締結拒否）として取扱う。なお、この場合、当該落札者は、契約保証の措置を行うために要する費用その他一切の費用について、発注者に請求できない。

(1)　「法第12条第１項に基づく書面」は、別紙様式（12条関係様式）により作成すること。

(2)　「法第13条及び省令第７条に基づく書面」は、別紙様式（13条関係様式）により作成すること。

(3)　「法第13条及び省令第７条に基づく書面」中の「解体工事に要する費用」及び「再資源化等に要する費用」は直接工事費とすること。

(4)　「法第13条及び省令第７条に基づく書面」中の「再資源化等に要する費用」は、特定建設資材廃棄物の再資源化に要する費用とし、再資源化施設への搬入費に運搬費を加えたものとすること。

≪対象建設工事の定義≫

「対象建設工事」とは、次の（ア）に示す特定建設資材を使用した若しくは使用する予定又は特定建設資材の廃棄物が発生する（イ）の工事規模の建設工事をいう。

（ア）特定建設資材（１品目以上）

①コンクリート

②コンクリート及び鉄から成る建設資材

③木材

④アスファルト・コンクリート

（イ）工事規模

工事の種類	規模の基準
建 築 物 解 体 工 事	床面積の合計　80 ㎡以上
建築物新築・増築工事	床面積の合計　500 ㎡以上
建築物修繕・模様替工事	請負代金の額　１億円以上
建築物以外の工作物工事	請負代金の額　500 万円以上

（注）解体・増築の場合は、各々解体・増築部分に係る床面積をいう。

13　工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者は、建設業法第 20 条の２第２項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

14　営業所の稼動実態の調査

(1)　次の者については、契約締結時までに営業所の稼動実態の調査に関する事務処理要領に定める資料を提出しなければならない。ただし、県が、調査の必要がないと認める場合は、この限りでない。

ア　低価格入札者のうち、主たる営業所以外の営業所の資格で落札した者

イ　営業所の稼動実態について調査の必要があるため県が資料の提出を別途依頼した落札者

(2)　(1)の提出資料を確認した結果、専任技術者の常勤を確認できないなど当該営業所の稼働実態に疑義があると認められる場合には、必要に応じて追加資料の提出請求や営業所の現地調査等の追加調査を実施することがある。

(3)　(1)(2)の調査によって、営業所の稼動実態を確認できない場合には、建設業許可行政庁へ通報する。その結果、監督処分等が行われた場合には、指名除外等の必要な措置を講じることがある。

15　工事着手日

工事着手日は、仕様書閲覧時に示した建設工事請負契約条項の予定工期（着手日）にかかわらず、契約締結日の翌日とする。ただし、工事着手日選択型契約方式を適用した工事については、別記「工事着手日選択型契約方式について」による。

16　中間前金払と部分払の選択

(1)　中間前金払の対象となる工事における中間前金払と部分払の選択は、受注者が発注者にいずれかの請求書を提出することで行う。

(2)　受注者は、中間前金払の請求を行った後も部分払の請求をできるものとする。この場合には、建設工事請負契約約款第37

条第６項の部分払金の額の算定式の前払金額に中間前払金額を含む（当該工事が債務負担行為に係るものである場合は、建設工事請負契約約款第38条の３第２項の部分払金の額の算定式の当該会計年度前払金額に当該会計年度中間前払金額を含む。）ものとする。

(3)　受注者は、部分払の請求を行ったときは、さらに中間前金払の請求をすることはできないものとする。この場合には、当該契約において、建設工事請負契約約款第34条第３項及び第４項は適用しない。

ただし、当該工事が債務負担行為に係るものである場合は、翌会計年度以降の出来高予定額に対する中間前払金については請求することができる。

(4)　その他中間前金払に関することについては、広島県建設工事請負代金中間前払金制度事務取扱要綱の規定によるものとする。

17　部分払の回数

部分払の回数は、次の基準を超えないものとする。ただし、請求は月１回を超えることができない。

ただし、２以上の会計年度にわたる継続事業に関する部分払の回数は、当該会計年度の出来高予定額に応じて定める。

請　負　代　金　額	部分払の回数
1,000万円未満	１回
1,000万円以上5,000万円未満	２回
5,000万円以上１億円未満	３回
１億円以上	４回

18　契約後ＶＥ対象工事における取扱い

契約後ＶＥ対象工事における取扱いは次のとおりとする。

(1)　工事請負契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更についての提案（以下「ＶＥ提案」という。）を発注者に行うことができる。なお、ＶＥ提案を採用する場合には、契約変更を行うものとする。詳細は設計図書による（契約後に施工方法等の提案を受け付けるＶＥ方式）。

(2)　ＶＥ提案については、以後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。

(3)　発注者がＶＥ提案を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない場合においても、ＶＥ提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

19　社会保険の加入に関する下請指導

受注者は、この工事を施工するために下請契約を締結する場合は、国が定める「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に従うものとする。

20　下請負人の健康保険等加入義務等について

社会保険等未加入対策の取扱いは次のとおりとする。

(1)　受注者は、原則として次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者等（建設業法第２条第３項に規定する建設業者及び同法第３条第１項ただし書の政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者をいい、当該義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人（同法第２条第５項に規定する下請負人をいう。以下同じ。）としてはならない。

ア　健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務

イ　厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務

ウ　雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第７条の規定による届出の義務

(2)　(1)の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

ア　受注者と直接下請契約（建設業法第２条第４項に規定する下請契約をいう。以下同じ。）を締結する下請負人　次のいずれにも該当する場合

(ｱ)　当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

(ｲ)　発注者の指定する期間内（原則 30 日）に、当該社会保険等未加入建設業者が(1)に掲げる届出の義務を履行した事実を確認することができる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合

イ　アに掲げる下請負人以外の下請負人　次のいずれかに該当する場合

(ｱ)　当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

(ｲ)　発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から 30 日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

(3)　受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、当該各号に定める額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

ア　社会保険等未加入建設業者が(2)アに掲げる下請負人である場合において、同号(ｱ)に定める特別の事情が認められなかったとき又は受注者が同号(ｲ)に定める期間内に確認書類を提出しなかったとき。受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の 10 分の１に相当する額

イ　社会保険等未加入建設業者が(2)イに掲げる下請負人である場合において、同号(ｱ)に定める特別の事情が認められず、かつ、受注者が同号(ｲ)に定める期間内に確認書類を提出しなかったとき。当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の 100 分の５に相当する額

(4)　発注者は、受注者が(3)の違約金を請求する対象となった場合には、契約違反として、受注者に対して指名除外措置及び工事成績評定点の減点を行う。

21　契約保証金の納付について

工事請負契約の締結にあたり、契約保証金（請負代金額の 10 分の１以上。低価格入札者については 10 分の３以上）を契約締結の日（契約の締結に議会の議決が必要な工事においては、広島県議会の議決の日）までに納付すること。

ただし、利付国債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する（現金と保険等の併用及び複数の保険等を組み合わせることは認めない。）。

なお、納付等の取扱いは次の表のとおりであるが、金融機関等の保証又は公共工事履行保証証券による保証、履行保証保険契約の締結（以下「保証等」という。）にあたっては、事前に取扱機関の審査を必要とするため、落札決定後や契約締結日になって初めて保証等の申込みをした場合、保証等を受けることができない場合があるので、保証等を予定する場合は、必ず事前に取扱機関に相談すること。

契約保証金については、ここに記載のもののほか、「建設工事請負契約等における契約保証に関する事務取扱要領」によるものとする。

「建設工事請負契約等における契約保証に関する事務取扱要領」は、広島県の調達情報のホームページに掲載している。

https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp

トップページ＞入札・契約制度＞入札・契約制度関係要綱

区　　分	取扱機関等	県への提出書類等
契約保証金の納付	県の発注機関 （契約事務担当課）	①納記 ②納入通知書交付後、指定金融機関等の領収印のある納入通知書（領収証書）の写し
契約保証金に代わる担保としての利付国債の提供	県の発注機関 （契約事務担当課）	利付国債及び納記
金融機関等の保証	金融機関等	金融機関等が交付する金融機関等の保証に係る保証書（電磁的方法による提出の場合は電子証書等を閲覧するための契約情報及び認証情報） ※　保証債務履行の請求期限を、保証期間経過後、６か月以上確保すること。
公共工事履行保証証券による保証（履行ボンド）	保険会社	保険会社が交付する公共工事履行保証証券（電磁的方法による提出の場合は電子証書等を閲覧するための契約情

		報及び認証情報）
履行保証保険契約の締結	保険会社	保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券（電磁的方法による提出の場合は電子証書等を閲覧するための契約情報及び認証情報）

※　「金融機関等」とは、銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第２条第４項に規定する保証事業会社）をいう。

※　「銀行等」とは、銀行又は県が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第３条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入れを行う組合）をいう。

※　「納記」とは、広島県会計規則（昭和 39 年規則第 29 号）別記様式第 36 号の４をいう。

※　「電磁的方法」とは、保証証書又は証券の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。

22　特定建設工事共同企業体を結成する場合に必要な資格に関する事項

他の入札参加希望者（自らを構成員とする特定建設工事共同企業体の他の構成員を除く。）と次のいずれの関係にある者でもないこと。

(1)　他の入札参加希望者の親会社（会社法第２条第４号の親会社をいう。以下同じ。）

(2)　他の入札参加希望者の子会社（会社法第２条第３号の子会社をいう。以下同じ。）

(3)　他の入札参加希望者の親会社の子会社

(4)　役員又は管財人（会社更生法第 67 条の管財人及び民事再生法第 64 条の管財人をいう。以下同じ。）が他の入札参加希望者の役員又は管財人を兼ねている者

(5)　その他、他の入札参加希望者と前記(1)から(4)までのいずれかと同視しうる資本関係又は人的関係にある者

23　その他

(1)　書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(2)　提出された書類は返却しない。

(3)　入札公告後、契約締結（県議会の議決を必要とする工事にあっては、議決により本契約となったとき。）までの間に、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象により工事予定現場の状態が変動するなど、やむを得ない事由が生じたと発注者が判断したときは、入札を中止若しくは延期する場合又は契約を締結しない場合がある。その場合、入札参加者又は落札者が契約又は工事の準備のために要した費用、損害等については、入札参加者又は落札者の負担とする。

別記

電子契約に関する事項（建設工事）

本件は、電子契約対象案件であり、その手続きは広島県電子契約実施要領に従って行う。

１　電子契約意向確認書

落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方決定）の日の翌日（広島県の休日を定める条例第１条第１項に規定する県の休日に当たるときは、その翌開庁日）までに、「電子契約意向確認書」を電子メール、ＦＡＸ等により提出するものとする。なお、電子契約を希望しない場合においても、提出すること。

２　契約手続きに係る書類の提出

電子契約の場合、契約手続きに係る書類は次のとおり提出する。

（１）契約保証金の納付に係る書類

契約保証金の納付を要する場合、次のとおり必要な書類を提出する。

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>提出方法</th></tr>
<tr><td>契約保証金の納付</td><td>納記（広島県会計規則別記様式第 36 号の４。以下「納記」という。）を持参又は郵送により提出。納入通知書交付後、指定金融機関等の領収印のある納入通知書（領収証書）の写し（ＰＤＦファイル）を電子契約システムにより提出</td></tr>
<tr><td>契約保証金に代わる担保としての利付国債の提供</td><td>利付国債及び納記を持参又は郵送により提出</td></tr>
<tr><td>金融機関等の保証</td><td rowspan="3">○電子証書等の場合
電子証書等を閲覧するための契約情報及び認証情報（ＰＤＦファイル又はＷＯＲＤファイル）を電子契約システムにより提出

○紙の保証書等の場合
保証書等の写し（ＰＤＦファイル）を電子契約システムにより提出の上、原本を契約予定日までに持参又は郵送</td></tr>
<tr><td>公共工事履行保証証券による保証</td></tr>
<tr><td>履行保証保険契約の締結</td></tr>
</table>

（２）その他契約手続きに係る書類

次に掲げる書類の提出を要する場合、電子契約システムにより提出する。

- 免税事業者である旨の届出
- 経営事項審査の総合評定値通知書の写し
- 建設リサイクル法関係書面（※）
- 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知
- 営業所の稼働実態の調査に関する資料

（※）電子契約システムのデータ送受信機能により提出し、電話等により工事担当課に対し内容の説明を行う。

別記

機密情報の取扱いに関する事項（建設工事）

本件は、機密情報の取扱いを伴う工事であり、その取扱いは次のとおりとする。

１　工事実施上の留意事項

（１） 本件工事を行うため機密情報を取り扱うに当たっては、別記「機密情報取扱特記事項」を守らなければならない。また、機密情報を電磁的記録で取り扱うに当たっては、別記「情報セキュリティに関する特記事項」を守らなければならない。

（２） この契約による事務処理に当たっては、実施機関と同様の安全管理措置を講じなければならない。

（３） 発注者から受注者に提供する情報及び本件工事において受注者が収集した情報について、目的外使用を禁止する。

（４） 受注者において、情報セキュリティに対する意識の向上及び情報の漏えい等の防止のため、従業員等に対し適切な教育を行わなければならない。

（５） 受注者は、工期中及び工事目的物の引渡し後も、業務上知りえた秘密を漏らしてはならない。

（６） 個人情報を取り扱う場合は、この契約による事務処理に当たって、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）の規定を遵守しなければならない。また個人情報保護法第 66 条第２項第１号に基づく安全管理措置を講じる必要がある。

（７） 個人情報保護法の規定に違反した場合には、個人情報取扱事業者としての処罰だけでなく、個人情報保護法第 176 条及び第 180 条の規定に基づき、処罰される場合がある。

２　機密データの保存等に関する申出書

本件工事の実施に当たって、機密情報が含まれた電磁的記録を取り扱う場合には、次のとおり、別記様式「機密データの保存等に関する申出書」（以下「申出書」という。）を提出すること。

（１）提出方法等

ア　電子要領に基づく電子入札システムにより入札に参加する者は、入札の際に入札書とともに申出書を添付すること。

ただし、電子ファイルの容量等の問題により添付しての提出ができない場合は、書面により提出すること（両方での提出は認めない。）。

イ　書面によらない場合は、Microsoft Excel、Microsoft Word 又は Adobe Acrobat Reader で閲覧・印刷可能なものとする。

ウ　書面により入札に参加する者は、書面により申出書を作成し、次の事項を記載した封筒に封入して、入札書を提出する際に提出すること。

(ｱ)　提出者の商号又は名称

(ｲ)　誓約書、工事費内訳書及び申出書が在中している旨

(ｳ)　当該入札等に係る建設工事等の名称及び開札日

エ　上記により難い場合は、別に定める。

オ　共同企業体の場合は、申出書を構成員ごとに作成すること。

カ　随意契約においては、見積書を提出する際に提出すること。

（２）未提出及び不備

ア　申出書を入札時に提出していない場合又は申出書に不備があった場合は、開札後、発注者が指定した提出期限内（依頼日から起算して概ね３日以内）に提出すること。発注者が指定した提出期限内に申出書の提出がない場合は、失格とし、落札者としないものとする。また、当該入札者に対し指名除外措置を行うことがある。

イ　随意契約においては、申出書を見積書提出時に提出していない場合又は申出書に不備があった場合、発注者が指定した提出期限内に提出すること。発注者が指定した提出期限内に申出書の提出がない場合は、契約の相手方としないものとする。また、当該相手方に対し指名除外措置を行うことがある。

別記様式　　（建設工事）

機密データの保存等に関する申出書

令和　　年　　月　　日

（住所）
（商号又は名称）
（代表者職氏名）

今回の入札等の結果により、（契約担当職員：　　）から請負予定の工事に関して、機密データの保存等については次のとおり取り扱う予定であることを申し出ます。

1　機密データの保存に使用する媒体等の名称 例　USBメモリ、社内PC内ストレージ、外付けハードディスク、自社サーバ、レンタルサーバ、クラウドストレージ（複数該当する場合は、複数記載）	
2　機密データを記憶する記録媒体等の物理的な所在地	□　日本国内のみ □　日本国外（全部又は一部） （国名：　　）
3　機密データの利用・保存先として、オンラインストレージ等のクラウドサービスの利用予定の有無	□　有 （サービス名称：　　） □　無
4　生成ＡＩの利用予定の有無 ※　本工事の機密データの取扱いについて、生成ＡＩ又は生成ＡＩを利用したサービスでの利用予定の有無を回答してください。また、有とした場合には利用する生成AIのサービス名を記載してください。	□　有 （サービス名称：　　） □　無
5　下請等の有無 ※　今回請負予定の工事に関して機密データの取扱いを第三者に委任し、又は請け負わせる予定がある場合は「有」としてください（二以上の段階にわたり委任し、請け負わせる場合を含みます。）。	□　有 □　無

【注記事項】

1　この申出の内容は、入札等の結果に影響しませんが、機密データの保存等の状況により安全管理措置上の問題が生じる場合には、機密データの保存方法等について変更を求める場合があります。

2　入札等の結果に基づき契約の相手方となった場合、契約後に別途「機密データの保存等に関する届出書」により、クラウドサービス及び生成ＡＩの利用状況の詳細を届け出る必要があります（下請先等がある場合には、下請先等についても個別に届出書の提出が必要となります。）。

別記　　（建設工事）

機　密　情　報　取　扱　特　記　事　項

第１章　基本的事項

（機密情報）

第１　受注者は、この契約による工事（以下「工事」という。）を行うに当たっては、提供方法及び媒体を問わず、本件工事を行うために発注者から提供を受け、又は受注者自らが取得若しくは作成した情報（公になっている情報及び本契約後に公になった情報を除く。以下「機密情報」という。）を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２　受注者は、工事に関して知り得た機密情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（目的外利用・提供の禁止）

第３　受注者は、機密情報を本件工事の実施のために必要な範囲において利用できるものとし、発注者の指示又は承諾があるときを除き、利用目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複製又は加工）

第４　受注者は、発注者が禁止している場合を除き、本件工事の実施のために必要な範囲において機密情報を複製又は加工することができるものとし、複製又は加工により生じた情報についても本契約に基づく機密情報として取り扱うものとする。

（安全管理措置）

第５　受注者は、機密情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならない。

（従事者への周知及び監督）

第６　受注者は、工事に従事している者（正社員のほか、派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第２条第２号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）、契約社員その他の正社員以外の労働者を含む。以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、機密情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことを周知するとともに、工事を行うために取り扱う機密情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（教育の実施）

第７　受注者は、機密情報の情報セキュリティに対する意識の向上及び漏えい等の防止のため、従事者に対し適切な教育及び研修を行わなければならない。

（機密情報の持ち出しの禁止）

第８　受注者は、発注者の指示又は承諾を得た場合を除き、機密情報が記録された資料等をこの契約に定める実施場所その他発注者が定める場所の外に持ち出してはならない。

（下請等に当たっての留意事項）

第９　受注者は、工事の一部を第三者に委任し、又は請け負わせ（二以上の段階にわたり委任し、又は請け負わせる場合を含む。以下「下請等」という。）る場合には、下請等の相手方に対し、発注者及び受注者と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、この契約に基づく機密情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

（下請等に係る連帯責任）

第10　受注者は、下請等の相手方の行為について、下請等の相手方と連帯してその責任を負うものとする。

（下請等の相手方に対する管理及び監督）

第11　受注者は、下請等に付する場合には、下請等に付する工事又は業務における機密情報の適正な取扱い

を確保するため、下請等の相手方に対し適切な管理及び監督をするとともに、発注者から求められたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。

（機密情報の返還、消去又は廃棄）

第12　受注者は、機密情報及び機密情報が記録された媒体等について、工事目的物の引渡し後（建設業法施行規則（以下、「規則」という。）第二十六条第五項に定める図書については、規則第二十八条第二項に定める保存期間経過後）に、発注者の指定した方法により、直ちに返還、消去又は廃棄しなければならない。また、発注者から求められた場合にはその状況を報告しなければならない。工事目的物の引渡し後、返還、消去又は廃棄するまでの間における機密情報の取扱いについては、本特記事項を遵守するものとする。

（取扱状況の報告及び調査）

第13　発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して、工事を行うために取り扱う機密情報の取扱状況を報告させ、又は調査を行うことができる。また、機密情報の適切な管理を確保するため必要と認められる場合には、受注者に対し必要な指示を行うことができる。

（漏えい等の発生時における報告）

第14　受注者は、工事に関し機密情報の漏えい等若しくは機密情報の安全の確保に係る事態が発生し、又は発生したおそれがあること（下請等の相手方により発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。）を知ったときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

（契約解除）

第15　発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この契約を解除することができる。

（損害賠償）

第16　受注者が本特記事項に違反したことにより発注者又は第三者に損害を及ぼした場合には、発注者が必要と認める措置を直ちに講ずるとともに、発注者又は第三者に対して生じた損害を賠償するものとする。

（存続期間）

第17　本特記事項の効力は本件工事に係る契約期間の満了まで有効とする。ただし、第２（秘密の保持）、第12（機密情報の返還、消去又は廃棄）、第14（漏えい等の発生時における報告）及び第16（損害賠償）の規定については、契約期間の満了後も有効に存続するものとする。

（協議事項）

第18　本特記事項に定めのない事項に関しては、別途発注者と誠実に協議の上、円満な解決を図るものとする。

第２章　個人情報の取扱いに係る特約

（趣旨）

第１　本件工事を行うために発注者から提供を受け、又は受注者自らが取得又は作成した機密情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第２条第１項に規定する個人情報が含まれる場合には、個人情報保護法に基づき個人情報を取り扱うとともに、本特記事項第１章の規定に加えて、本章の規定を遵守しなければならない。

（個人情報の取扱い）

第２　受注者は、工事を行うに当たっては、個人情報保護法に基づき、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（取得の制限）

第３　受注者が工事を行うに当たって個人情報を取得する場合には、工事を行うために必要な範囲として発注者が指定した範囲を超えて、個人情報の取得及び保有を行ってはならない。

（利用目的の明示）

第４　受注者が工事を行うに当たって本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、発注者の指示に従い、個人情報保護法第62条に規定する利用目的の明示等の必要な措置を行うものとする。

（安全管理措置）

第５　受注者は、個人情報保護法第66条第２項の規定に従い、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（教育の実施）

第６　受注者は、個人情報取扱作業責任者及び従事者に対して、個人情報の保護及び個人情報取扱業務の適切な遂行のために必要な教育及び研修を実施しなければならない。

（下請等）

第７　受注者は、下請等に付する場合には、下請等の相手方に対し、本章の規定に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとし、下請等の相手方の行為について、下請等の相手方と連帯してその責任を負うものとする。

別記

情報セキュリティに関する特記事項

（総則）

第１　この特記事項は、受注者が工事を行うに当たって、機密情報取扱特記事項第１章第１に規定する「機密情報」が含まれた電磁的記録を取り扱う場合の特則を定めるものであり、受注者は、機密情報取扱特記事項と合わせて本特記事項を遵守しなければならない。

（基本的事項）

第２　受注者は、工事を行うに当たっては、別紙「受託者向け情報セキュリティ遵守事項」に基づき、情報を適正に取り扱わなければならない。

（安全管理措置）

第３　受注者は、機密情報を含む電磁的記録（以下「機密データ」という。）の取扱いに当たっては、機密データの漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等の防止のために、必要かつ適正な管理（以下「安全管理措置」という。）を行うものとする。

（作成、複製又は加工）

第４　受注者が、機密データを作成、複製又は加工（以下「作成等」という。）しようとする場合には、本件工事の実施のために必要な範囲において行うものとし、作成等の途上で生成される情報についても、第３と同等の安全管理措置を講じなければならない。また、作成等の途上で不要となった情報については、随時消去するものとする。

（機密データの保存等に係る届出）

第５　受注者はあらかじめ、工事の実施において取り扱う機密データの保存先等の情報（オンラインストレージ等のクラウドサービスを使用している場合に当たっては、利用契約先の情報等を含む。）を別記様式により発注者に届け出るとともに、内容に変更が生じた場合には、速やかに再度の届出を行うものとする。

（機密データの持出等の禁止）

第６　受注者は、あらかじめ発注者の承認を得た場合を除き、機密データの社外への持出及び第５により届出を行っていないオンラインストレージ等のクラウドサービス上に保存する行為を行ってはならない。ただし、設計図書に定める現場における作業のため機密データを持ち出す場合は、あらかじめ発注者の承認を得たものとみなす。

（目的外利用・提供の禁止）

第７　受注者は、機密データの工事実施の目的以外の目的による利用及び第三者（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第３号の２に規定する子会社等及び同条第４号の２に規定する親会社等を含む。）への提供を行ってはならない。

（生成ＡＩの利用）

第８　受注者は、本契約に基づく工事実施のため、生成ＡＩ（文章、画像、プログラム等を生成できるＡＩモデルをいう。以下同じ。）又は生成ＡＩを利用したサービス（以下「生成ＡＩ等」という。）において機密データを取り扱う場合には、次の事項を遵守しなければならない。

１　受注者は、本工事に関して入力した内容が生成ＡＩ等の学習に利用されない生成ＡＩ等を使用すること。

２　生成ＡＩ等を利用して作成した納品成果物については、生成ＡＩ等を利用している旨を発注者に明示して納品すること。

３　利用する生成ＡＩ等に関する情報をあらかじめ別記様式により発注者に届け出るとともに、内容に変更が生じた場合には、速やかに再度の届出を行うこと。

（教育の実施）

第９　受注者は、機密データを取り扱う従事者に対し、別紙「受託者向け情報セキュリティ遵守事項」を理解し、実践するために必要な情報セキュリティに係る教育及び訓練を実施するものとする。

（下請等に当たっての留意事項）

第 10　受注者は、工事の一部を第三者に委任し、又は請け負わせ（二以上の段階にわたり委任し、又は請け負わせる場合を含む。以下「下請等」という。）る場合には、下請等の相手方にこの特記事項及び別紙「受託者向け情報セキュリティ遵守事項」を遵守させなければならない。

（下請等に係る連帯責任）

第 11　受注者は、下請等の相手方の行為について、下請等の相手方と連帯してその責任を負うものとする。

（機密データの返還等）

第 12　受注者は、本契約による工事を行うために利用又は作成した機密データについて、工事目的物の引渡し後（建設業法施行規則（以下、「規則」という。）第二十六条第五項に定める図書については、規則第二十八条第二項に定める保存期間経過後）直ちに、返還又は消去を行うものとする。ただし、発注者が別に指示

したときは当該方法によるものとする。工事目的物の引渡し後、返還又は消去するまでの間における機密情報の取扱いについては、本特記事項を遵守するものとする。

（下請等の相手方からの回収等）

第 13　受注者が下請等の相手方に機密データを提供した場合において、受注者は、工事目的物の引渡し後直ちに下請等の相手方から機密データを回収し、又は下請等の相手方に消去させるものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

（報告等）

第 14　報告等については、次のとおりとする。

1　発注者は、必要があると認めるときは、受注者又は下請等の相手方に対して、この特記事項の遵守状況その他のセキュリティ対策の状況について、定期的又は随時に報告を求めることができる。

2　受注者は、この特記事項に違反する行為が発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合（下請等の相手方により発生し、又は発生するおそれがある場合を含む。）は、直ちに発注者にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

3　受注者は、この特記事項への違反の有無にかかわらず、本契約に係る工事で取り扱う情報資産に対して、情報セキュリティインシデントが発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合は、直ちに発注者にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

（立ち入り検査）

第 15　発注者は、この特記事項の遵守状況の確認のため、受注者又は下請等の相手方に対して立ち入り検査（発注者による検査が困難な場合にあっては、第三者や第三者監査に類似する客観性が認められる外部委託事業者の内部監査部門による監査、検査又は国際的なセキュリティの第三者認証(ISO/IEC27001 等)の取得等の確認）を行うことができる。

（情報セキュリティインシデント発生時の公表）

第 16　発注者は、本契約に係る工事に関して、情報セキュリティインシデントが発生した場合（下請等の相手方により発生した場合を含む。）は、必要に応じて、当該情報セキュリティインシデントを公表することができるものとする。

（情報セキュリティの確保）

第 17　発注者は、本契約に係る受注者の工事の実施に当たって、前項までに定めるもののほか、必要に応じて、情報セキュリティを確保する上で必要な対策を実施するよう指示することができ、受注者はこれに従わなければならない。

（損害賠償）

第 18　受注者が本特記事項に違反したことにより発注者又は第三者に損害を及ぼした場合には、発注者が必要と認める措置を直ちに講ずるとともに、発注者又は第三者に対して生じた損害を賠償するものとする。

（存続期間）

第 19　本特記事項の効力は本件工事に係る契約期間の満了まで有効とする。ただし、第 12（機密データの返還等)、第 13（下請等の相手方からの回収等)、第 14（報告等。ただし、第 1 項の規定を除く。）及び第 18（損害賠償）の規定については、契約期間の満了後も有効に存続するもとする。

（協議事項）

第 20　本特記事項に定めのない事項に関しては、別途発注者と誠実に協議の上、円満な解決を図るものとする。

別紙

受託者向け情報セキュリティ遵守事項

1　趣旨

この受託者向け情報セキュリティ遵守事項は、情報セキュリティに関する特記事項（以下「特記事項」という。）に基づき、受注者が工事を行う際の細則及び具体的な手順を定めたものであり、受注者は特記事項と合わせて遵守する義務を負う。

2　機密データの管理・保管及び持出

(1)　管理・保管

受注者は、本契約に係る工事の実施に当たって入手した資料、データ、記録媒体等について、常に適正な管理を行うとともに、特に個人情報等の重要な情報について、暗号化、パスワードの設定、個人情報の匿名化、アクセス制限等、厳重に管理し、使用しない場合には、施錠ができる書庫等に保管しなければならない。

(2)　持出

受注者は、特記事項第６（機密データの持出等の禁止）に基づき、あらかじめ発注者の承認を得て機密データを社外へ持ち出す場合には、機密データを出力又は保存した機器又は媒体について盗難及び紛失が発生しないよう十分な対策を講じるとともに、機密データの暗号化又は電子ファイルを開くためのパスワードを設定するなど第三者への漏えい等を防ぐための安全管理措置を講じること。

3　クラウドサービスの利用

(1)　事前の届出

受注者は、オンラインストレージ等のクラウドサービス（以下「クラウドサービス」という。）を利用して機密データを取り扱う場合には、特記事項第５（機密データの保存等に係る届出）に基づき事前に届出を行ったクラウドサービスを利用するものとする。また、利用するクラウドサービスを変更しようとする場合には、あらかじめ再度の届出を行うものとする。

(2)　提供事業者によるアクセス等

受注者がクラウドサービスにおいて機密データを取り扱う場合には、当該クラウドサービスの提供事業者による機密データのアクセス若しくは利用等が可能な契約又は利用規約とされているクラウドサービスを使用してはならない。ただし、発注者から承諾がある場合にはこの限りではない。

(3)　機密データの消去等

受注者は、工期中にクラウドサービスにおいて取り扱う機密データについて、不要となった時点で随時に機密データの消去を行うとともに、工事目的物の引渡し後はデータの消去又は暗号鍵を削除する等の対応により、保存した機密データが復元困難となる措置を講じること。

4　情報機器等の管理

(1)　情報機器

受注者は、機密データを取り扱う機器（ノートPC及びタブレット等の端末、サーバ等）をネットワークに接続して使用する場合には、セキュリティ対策ソフトの導入等により外部からの侵入及び漏えい等を防止するための必要な対策を講じるとともに、OS及びソフトウェアを最新の状態に更新するなど、セキュリティの脆弱性に関する対策を講じなければならない。

(2)　ネットワーク接続

機密データを取り扱う機器又は情報システムを外部のネットワークと接続して利用する場合には、取り扱う機密情報の重要性に応じて、適正なセキュリティ対策を講じること。

5　パスワード管理

機密情報の保管・管理、電子ファイルの閲覧制限、情報システムの管理その他のセキュリティ対策のため、パスワードによる管理を行う場合は、次に掲げる事項を遵守すること。

(1)　従事者個人に割り当てられたパスワードは当該従事者以外の者に漏れることがないよう適切に管理すること。

(2)　パスワードが流出したおそれがある場合には、受注者におけるセキュリティ管理者に速やかに報告するとともに、パスワードを変更する対応を行うこと。

6　情報の送受信

受注者が、発注者又は発注者が送付先として指定した者を送り先として機密データを含む情報を送受信する場合には、次に掲げる事項を遵守すること。

(1) 電子メール

ア 宛先、メール本文、添付ファイルの中身について、送信前に確認すること。

イ 発注者が送付先として指定したメールアドレスが複数ある場合の送信については、送付先のメールアドレスを BCC に入れる又は個別送付が可能なソフトウェアを利用するなど、送付先のメールアドレスの漏えいを防ぐための適切な対策を講じること。

(2) ファイル交換・転送サービス

ファイル交換・転送サービスによる送受信を行う場合は、発注者が指定したサービスとすること。

(3) オンラインストレージ

オンラインストレージを利用して送受信を行う場合には、発注者が指定したオンラインストレージを利用すること。

7 従事者の教育

特記事項第９（教育の実施）に基づき、受注者は次の事項を遵守すること。

(1) 従事者の教育状況の管理

受注者において、本工事の従事者が適切な教育及び訓練を受けた者であるか確認すること。また、工期中であっても、教育状況が不十分と思われる事案が生じた場合は、追加の教育及び訓練を実施すること。

(2) 教育状況の報告

受注者は、本契約の期間中に発注者が従事者の教育状況の確認を求めた場合には、教育及び訓練の内容、実施日時並びに受講状況等を報告すること。

(3) 下請先等の従事者

下請先等の従事者の教育状況について発注者が確認を求めた場合には、(2)の報告に代えて、受注者が下請先等の教育状況を確認した方法及び内容について報告すること。

8 機密情報の漏えい・紛失の防止策の徹底

受注者は、機密情報の漏えい・紛失を防止するため、次の事項に留意するとともに、機密情報を取り扱う従事者に対し適切な指示及び監督を行うこと。

(1) ノート PC 等のモバイル端末の社外利用

ノート PC 等のモバイル端末を社外で使用する場合には次の事項を遵守すること。

ア ノート PC 等のモバイル端末を第三者が使用することがないよう、利用認証等の適切なセキュリティ対策を行うこと。

イ ノート PC 等のモバイル端末に直接機密データを保存する場合には、データ暗号化等による紛失・盗難時の対策をとること。

ウ 飲食店、公共施設、休憩所など、本件工事と関わりのない不特定多数の者が利用する場所において、ノート PC 等のモバイル端末を利用しての業務を行わないこと。

エ 公衆 Wi-Fi 等の不特定多数の者が利用可能なネットワークに接続しないこと。

オ ノート PC 等のモバイル端末の紛失及び盗難に十分注意するとともに、短時間であっても部外者が立ち入る恐れのある共用スペースや車内に放置しないこと。

カ 盗難及び紛失の防止のため、酒席へのノート PC 等のモバイル端末の持込みを行わないこと。

(2) 書類の取扱いについて

機密データを印刷した書類については、次のとおり取り扱うこと。

ア 機密データを書類として出力する場合には、情報の流出防止のため、必要最低限の範囲に限るものとし、不要となった時点でシュレッダー等による廃棄を行うこと。

イ 飲食店、公共施設、休憩所など、本件工事と関わりのない不特定多数の者が利用する場所において、当該書類を用いた業務を行わないこと。

ウ 発注者の承諾がある場合を除き、第三者への閲覧、複写又は提供を行わないこと。

エ 盗難及び紛失の防止のため、酒席へ当該書類の持込みを行わないこと。

(3) その他の禁止事項

ア 不特定多数の者が立ち入る場所で携帯電話等の通話手段を利用する場合には、機密情報が含まれる内容を話してはならない。

イ 部外者が聞き取る可能性がある場所（公共交通機関、エレベータ、食堂、飲食店、家庭内など）で本件工事に係る内容を話してはならない。

ウ　発注者の承諾がある場合を除き、ソーシャルメディアにおいて本工事に係る内容及び本工事を推察できる内容の発信を行なってはならない。

9　セキュリティ事案発生時の連絡・対応

受注者は、本工事に関し情報セキュリティインシデントが発生した場合の連絡・管理体制をあらかじめ定めるとともに、情報セキュリティインシデントの発生又は発生したおそれがある場合には次の対応を行わなければならない。

(1)　一報

受注者は、発注者が指定した連絡窓口に、最初に事案を認識した時点から 60 分以内に一報の連絡をすること。

(2)　続報

一報後、発注者が求める事項について、速やかに続報の連絡を行うこと。

(3)　受注者による公表

情報セキュリティインシデント事案の発生について受注者が公表する場合には、事前に発注者に対して公表を行う旨の連絡をするものとする。ただし、損害の発生が生じる可能性があり急を要するなど、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

別記様式　　（建設工事）

機密データの保存等に関する届出書

令和　　年　　月　　日

（住所）
（商号又は名称）
（代表者職氏名）

令和　　年　月　日付け「　　工事請負契約」に係る工事の実施において取り扱う機密データの保存等について次のとおり届け出ます。

1　機密データの保存に使用する媒体等の名称 例　USBメモリ、社内PC内ストレージ、外付けハードディスク、自社サーバ、レンタルサーバ、クラウドストレージ（複数該当する場合は、複数記載）	
2　機密データを記憶する記録媒体等の物理的な所在地等 例　米国、システム管理に関するログ情報を保管	□　日本国内のみ □　日本国外（全部又は一部） （国名） （日本国外に保存する機密データの概要）
3　オンラインストレージ等のクラウドサービスの利用の有無 ※　利用契約先が複数ある場合には、サービスごとに記載してください。	□　有 （利用契約先の情報） ア　サービス名称 イ　利用契約先の名称 ウ　機密データの物理的保存先に係る情報等 □　無
4　利用するオンラインストレージ等のクラウドサービスの第三者認証の情報 ※　3が「有」の場合のみ記載してください。 ※　利用契約先が複数ある場合には、サービスごとに記載してください。	□　有 （第三者認証の名称：　　） □　無

５　生成ＡＩの利用の有無 ※　本工事の機密データの取扱いについて、生成ＡＩ又は生成ＡＩを利用したサービスでの利用の有無を回答してください。また、有とした場合にはアからウについて記載してください。	□　有 ア　利用サービス名 イ　サービス提供事業者 ウ　生成ＡＩを利用する業務及び作業の具体的内容 □　無
６　下請等の有無 ※　本契約に係る工事に関して機密データの取扱いを第三者に委任し、又は請け負わせる予定がある場合は「有」としてください（二以上の段階にわたり委任し、又は請け負わせる場合を含みます。）。 ※　施工体制台帳に記載する下請先等の名称・内容は記載不要です。	□　有 （下請先等の名称） （下請先等に委任し、又は請け負わせる具体的な内容） □　無

※　今回の届出事項に変更があった場合には、再度届出を行ってください。

【注記事項】

1　機密データの保存等の状況により、安全管理措置上の問題が生じる場合には、機密データの保存方法等について変更を求める場合があります。

2　下請先等がある場合には、当該下請先等もこの届出書を提出する必要があります。